

伺い	供覧	合併	文書番号	11耐計受-0012	
起案者	耐震安全部 計画グループ 氏名 林 英理子			内線番号 506	
あて先	理事長				
施行者					
差出元	経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭				
起案日	平成 23 年 7 月 28 日	接受日			
決裁日	平成 23 年 8 月 10 日				
施行日	平成 年 月 日				
施行注意				保存期間	10年
件名	『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』の中止について				
伺い 経済産業省 原子力安全・保安院から、添付のとおり指示がありましたので、供覧します。					

受付年月日

地震動・津波グループ長		年 月 日
計画グループ長		1/23 年 7 月 29 日
次長		H23 年 8 月 1 日
耐震安全部長		H23 年 8 月 1 日
基準制度グループ長		年 月 日
企画グループ長		H23 年 8 月 5 日
技術情報統括室長		H23 年 8 月 5 日
企画部次長	監事印	H23 年 8 月 8 日
企画部長		H23 年 8 月 8 日
担当理事		年 月 日
理事長代理		H23 年 8 月 10 日
理事長	23.8.11	H23 年 8 月 10 日

独立行政法人原子力安全基盤機構

H22-CC14



経済産業省

平成 23・07・25 原院第 5 号

平成 23 年 7 月 28 日

独立行政法人原子力安全基盤機構
理事長 曾我部 捷洋 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭

NISA-151d-11-23



「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の中止について（指示）

原子力安全・保安院は、貴機構に対し、「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について（指示）」（平成 23 年 1 月 6 日付け平成 22・12・13 原院第 10 号）において、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成 18 年 9 月 19 日原子力安全委員会決定。以下「耐震設計審査指針」という。）の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第 3 号機の地震随件事象（津波）に対する安全性評価に係るクロスチェック解析の実施を指示しました。

しかし、平成 23 年東北地方太平洋沖地震、それに伴う津波、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故等を受け、蓄積された地震及び津波に係る知見並びに当該事故の教訓について、稼働中又は建設中の発電用原子炉施設等における、耐震設計審査指針に照らした耐震安全性評価への反映を検討することとしており、それに伴い、貴機構の行うクロスチェック解析の内容も変更すべきと考えることから、貴機構に対し、当該クロスチェック解析の中止を指示します。